(2)　イ(2)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が複数の利用者と同時に通話できるサービスや利用者が特定のグループ内で独自の番号により相互に通信を行うことを可能にするサービス等、電気通信網の高度な通信機能を活用し、電気通信の使いやすさを向上させるサービスのみとする。

(3)　イ(3)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、音声、文字、画像等の異なる形式の情報を統合して伝送することにより一体的に利用できるサービス、これらの情報を伝送容量や優先度に応じて制御すること等により需要に応じて伝送するサービス等、多様な形式の情報を利用者の求めに応じて伝送するサービスのみとする。

(4)　イ(4)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、大量のデータや動画像等の情報を瞬時に送信するサービスであって、次に掲げるもの（公共アプリケーション）のみとする。

(i)　学校教育及び社会教育において隔地者に対する視聴覚教育を行うために提供されるサービス

(ii)　医療に係る動画像等の情報を隔地者に対して送信することにより、医療に関する業務を効果的に行うために提供されるサービス

(iii)　(i)及び(ii)に附帯する業務のために提供されるサービス

二　信頼性向上施設整備事業の内容に関する事項

本法の運用において、支援措置の対象とする信頼性向上施設整備事業は、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する施設であって、電気通信システムの信頼性を著しく高めるための次に掲げる信頼性向上施設を整備する事業であって、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第六号に規定する有線テレビジョン放送事業者が行うものである。

(1)　本法第二条第三項第一号に定める施設（電気通信役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設）

次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

(i)　回線切替装置（電気通信回線の断絶その他の障害時に他の電気通信回線に自動的に切り換えるもの）

(ii)　電気通信システム遠隔監視設備（電気通信システムの作動を一元的に遠隔監視する機能を有するもので、これに附属する装置を含む。）

(iii)　非常用無線装置（電気通信回線の断絶その他の障害時に臨時の伝送路を無線により設定するもののうち、専用アンテナにより通信を行うもの）

(iv)　非常用電源装置（通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信設備に電力を供給するもの）

(v)　コンピュータウイルス監視装置（インターネットの利用を可能とする機能を有する電気通信設備に接続される装置であって、コンピュータウイルスを検知し、当該コンピュータウイルスによる被害の拡大を防止する機能を有するもの）

(vi)　高信頼伝送装置（伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路への分散・切替を自動的に行う機能を有するもの）

(vii)　経路最適化装置（ネットワーク内の通信経路を自動的に最適化する又は優先接続の機能を有するもの）

(viii)　高品質相互接続装置（異なるネットワークを、信頼性を確保して高品質に相互接続させる機能を有するもの）

(ix)　携帯電話用車載基地局（携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いる臨時の基地局装置）

(2)　本法第二条第三項第二号に定める施設（専ら電気通信設備である線路（その附属設備を含む。）を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であって、当該線路の保守の作業が容易であるもの）

次に掲げる土木設備

(i)　とう道

(ii)　高信頼管路設備（専ら電気通信設備である線路を収容する管路設備のうち、外管と内管により二重化されたもの）

三　高度有線テレビジョン放送施設整備事業の内容に関する事項

本法の運用において、支援措置の対象とする高度有線テレビジョン放送施設整備事業は、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線電気通信設備であって、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を整備する事業であって、放送法施行規則第二条第六号に規定する有線テレビジョン放送事業者が行うものである。

(1)　本法第二条第五項に定める有線電気通信設備

有線電気通信設備の広帯域化、高品質化のために必要となる次に掲げるもの

(i)　光ファイバケーブル

(ii)　デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続されるもの）

(iii)　受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるもの）

(iv)　デジタル放送番組送出装置（デジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送番組を制作し、これを送出する機能を有する装置であって、デジタル送信用光伝送装置に接続されるもの）

3

一　施設整備事業が行われる地域に関する事項

高度通信施設整備事業が行われる地域に関する事項

高度通信施設を可及的速やかに全国的に整備し地理的なデジタル・ディバイドを是正することにより、我が国における高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「事業者」という。）は、高度通信施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備する地域の拡大に努めるものとすること。

二　信頼性向上施設整備事業が行われる地域に関する事項

各信頼性向上施設の特性を考慮し、適切な地域に整備を行うことにより、電気通信システムの信頼性の向上を効果的に図ることができるよう努めるものとすること。

三　高度有線テレビジョン放送施設整備事業が行われる地域に関する事項

有線テレビジョン放送は、地域に密着したメディアであるとともに、多様な情報選択を可能とする多チャンネルの情報メディアであるため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する観点から、事業者は、高度有線テレビジョン放送施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度有線テレビジョン放送施設を整備する地域の拡大に努めるものとすること。

その他施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4

一　高度通信施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

イ　電気通信サービスの提供に当たっての配慮

電気通信サービスの提供に当たっては、家庭、中小企業、心身障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるよう努めること。

ロ　国際標準への配慮等

国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配意することにより、電気通信事業者間の相互接続性の確保に努めること。